最近における所得課税ベースの動向

陥っている。これは、直接的には、バブル崩壊に 景気拡大策のために積極的な財政運営が行われた よる不況の深刻化を背景に税収が落ち込むなか、 高を抱え、国と地方を通じた財政は危機的状況に 現在、わが国は七○○兆円にも上る長期債務残 で、歳出の僅か半分しか税収で賄えない状況と

結果である。国の一般会計において、税収が一九 六九兆円から八九兆円へと大幅に増大したからで 九〇年度の六〇兆円から二〇〇〇年度の五一兆円 へと減少する一方で、歳出については同じ期間に

出総額八二兆円に対して、租税収入は四一兆円 ある。直近の二〇〇三年度(当初予算)でも、歳

野

村

容

康

なっている。

して、日本の租税負担率は一九九〇年度から二〇 ○三年度にかけて二七・四%から二○・九%にま

で低下し、主要先進国(米:二六・二%、英:四

|・四%、独:三|・二%、仏:三九・八%) の

中でも極端に低い水準にある。しかし、ここで問 題とすべきは、わが国の場合いくつかの税収項目

負担率が突出して低くなっていることである(一 の中でも、とりわけ基幹税である個人所得課税の

このような近年における税収の落ち込みを反映

えたと見られるが、所得税の課税ベースそのものたる税率の引き下げや特別減税等が強く影響を与一%まで低下)。 それには、 九〇年代の数次にわ

九九〇年度の一〇・二%から二〇〇三年度の六・

提供に対して支払われるフロー概念としての「要い、わが国の最近における所得課税ベースの動向い、わが国の最近における所得課税ベースの動向と、Aに基づく国民経済計算)を用いた推計によるこで本稿では、主としてマクロ統計(93S

より、近年の課税ベース変動の要因が明らかにさタイプの所得課税ベースの動向を検証することに税ベースについても議論していく。これら異なるス、さらに最近注目されている二元的所得税の課タル・ゲインを加えた包括的所得税の課税ベー

おける課税要素所得の金額を求めている。それぞ

えたからである。 て、わが国の実態に即した分析が可能になると考れるとともに、望ましい課税ベースの選択につい

、要素所得課税ベース

のように推移したのか見てみよう。ここでは、はじめに、要素所得の課税ベースが九〇年代に家計部門の受け取りと課税要素所得

(1)

「⑤所得控除」を控除することにより、わが国にないように推移したのか見てみよう。ここでは、森信・前川(二〇〇一)を参考にして、93SNAにおける「①家計部門の受取り」から「②個人の収入として課税ベースに算入されないもの(帰属家賃)」、「③制度上非課税扱いとして収入に加属家賃)」、「③制度上非課税扱いとして、93SN本における「①家計部門の受取り」から「②個人の収入として課税べースに算入されないもの(帰るにより、カが国には、のように推移したのか見てみよう。ここでは、どのように推移したのか見てみよう。ここでは、どのようにより、カが国に

素所得」の課税ベースだけでなく、それにキャピ

れの項目の意味内容は、おおよそ以下のとおりで

①家計部門の受取り:マクロ統計における家計部ある。

(長に相当する「営業余剰(持ち家)(純)」を除外税なので、課税所得を求めるには①のうち帰属家という意味での経済的価値)も含まれている。という意味での経済的価値)も含まれている。 るが、そこには現金収入を伴わない帰属家賃(持

ら受け取る移転所得(仕送り、贈与)などが当て金以外の保険金(損害保険金など)や他の家計か算されないもので、経常的な移転のうち生命保険③非課税収入:非課税扱いとして家計の収入に加

する必要がある。

子の部分や他の非課税分の支払額も含まれる。蓄非課税分支払額」といった少額貯蓄の非課税利はまる。また、ここには「老人等非課税・財形貯

障に関わる項目で、ここでは、家計への「給付」④非課税社会保障:課税対象とはならない社会保

⑤所得控除:同様に、ここでも費用的な性格をも保障二」(公的年金保険料など)に区分している。など)と家計の「拠出」に相当する「非課税社会会保険料の負担金や公的年金以外の社会保障給付に相当する「非課税社会保障一」(雇主による社

「所得控除二」(基礎控除、配偶者控除、扶養控除退職所得控除)と人的控除としての性格が強い

つ「所得控除一」(給与所得控除、公的年金控除

など)に分けて示している。「所得控除」「《基礎控除、配偶者控除、扶養

+④+⑤))と各項目(②~⑤)の割合を示した部門の受け取りに占める課税所得(①-(②+③

以上の推計結果を表した図表1に基づき、

のが図表2である。これらから、マクロ的に個人 割合が課税所得となっているかが明らかとなる。 に発生した収入全体のうちで実際にどれくらいの

三九二兆円から、二〇〇〇年の四五一兆円まで非 図表1によると、家計の受取りは一九九○年の

税所得の割合を見ると、一九九〇年の三四・九% 常に安定的に推移しており、年平均の成長率は一 から一九九二年の三七・七%まで上昇した後、一 ・五%であった。一方、家計の受取りに対する課

五・五% (一九九三年)、スウェーデンが六○・ を辿っている。なお、この割合は、アメリカが四 その後再び二〇〇〇年の三三・四%まで低下傾向 九六年にはいったん三七・五%へと回復するが、 九九五年の三四・八%まで徐々に落ち込み、一九

れる。 七%(一九九七年)と推計されており、この点で わが国所得課税ベースの相対的な狭さがうかがわ

> (2) 課税所得割合の変動

していないこと(三四・九%→三三・四%)がわ 限りでは、課税所得の割合はそれほど大きく変動 このように一九九○年と二○○○年を比較した

かる。推計された課税所得がGDPに占める割合

推移するにとどまっている。この点から、はじめ しろ税率の引き下げや特別減税の影響によるもの 急激な低下は、課税ベースの縮小というよりもむ に言及した九〇年代における個人所得税負担率の もこの間同じように三〇・三%から二九・二%に

図表2に見られるように、「非課税収入」と「所 しかしながら、ここでいっそう注意すべきは、

この間着実に上昇していることである。 なかでも

得控除一」は、それぞれ一五・三%から一八・五

であったと言ってよいだろう。 特にウェイトの高い「非課税社会保障一」と「所 得控除二」を除いたすべての非課税項目の割合が

税ベースの推計結果

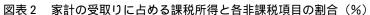
(単位:兆円)

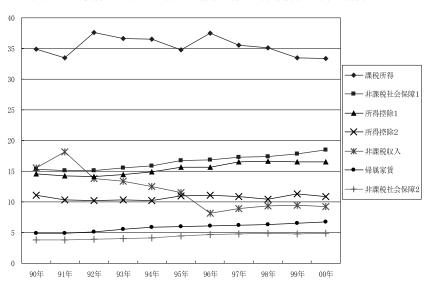
1993# 1994# 1995# 1996# 1997# 1998# 1999# 2000#								位:兆円)
57.90 58.44 55.68 55.89 55.63 56.06 55.48 52.39 262.74 267.77 272.56 276.98 284.51 281.78 277.16 279.62 48.60 41.09 38.60 35.48 32.24 31.88 30.49 29.64 24.63 25.85 26.54 27.33 28.22 28.62 293.55 30.17 22.93 23.31 23.68 23.19 23.83 23.90 23.78 23.57 3.24 3.05 2.93 2.84 2.85 2.93 3.05 3.23 19.69 20.27 20.74 20.35 20.98 20.97 20.73 20.31 8.09 9.16 7.09 32.0 1.85 1.53 1.44 5.98 28.16 22.62 20.49 10.26 15.05 17.18 17.64 12.02 26.51 27.09 28.76 29.77 31.33 31.93 31.48 31.55	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年
262.74 267.77 272.56 276.98 284.51 281.78 277.16 279.62 48.60 41.09 38.60 35.48 32.24 31.88 30.49 29.64 24.63 25.85 26.54 27.33 28.22 28.62 29.35 30.17 22.93 23.31 23.68 23.19 23.83 23.90 23.78 23.57 3.24 3.05 2.93 2.84 2.85 2.93 3.05 3.23 19.69 20.27 20.74 20.35 20.98 20.97 20.73 20.34 8.09 9.16 7.09 3.20 1.85 1.53 1.44 5.98 28.16 22.62 20.49 10.26 15.05 17.18 17.64 12.02 25.11 22.50 24.09 24.92 25.84 25.93 25.62 25.77 4.40 4.59 4.66 4.85 5.49 6.00 5.86 5.78 11.22 <td>441.70</td> <td>442.26</td> <td>446.62</td> <td>448.33</td> <td>455.97</td> <td>455.99</td> <td>451.76</td> <td>451.01</td>	441.70	442.26	446.62	448.33	455.97	455.99	451.76	451.01
48.60 41.09 38.60 35.48 32.24 31.88 30.49 29.64 24.63 25.85 26.54 27.33 28.22 28.62 29.35 30.17 22.93 23.31 23.68 23.19 23.83 23.90 23.78 23.57 3.24 3.05 2.93 3.05 3.23 19.69 20.27 20.74 20.35 20.98 20.97 20.73 20.34 8.09 9.16 7.09 3.20 1.85 1.53 1.44 5.98 28.16 22.62 20.49 10.26 15.05 17.18 17.64 12.02 26.51 27.09 28.76 29.77 31.33 31.93 31.48 31.55 22.11 22.50 24.09 24.92 25.84 25.93 25.62 25.77 4.40 4.59 4.66 4.85 5.49 6.00 5.86 5.78 11.22 10.71 11.58 10.19	57.90	58.44	55.68	55.89	55.63	56.06	55.48	52.39
24.63 25.85 26.54 27.33 28.22 28.62 29.35 30.17 22.93 23.31 23.68 23.19 23.83 23.90 23.78 23.57 3.24 3.05 2.93 2.84 2.85 2.93 3.05 3.23 19.69 20.27 20.74 20.35 20.98 20.97 20.73 20.34 8.09 9.16 7.09 3.20 1.85 1.53 1.44 5.98 28.16 22.62 20.49 10.26 15.05 17.18 17.64 12.02 26.51 27.09 28.76 29.77 31.33 31.93 31.48 31.55 22.11 22.50 24.09 24.92 25.84 25.93 25.62 25.77 4.40 4.59 4.66 4.85 5.49 6.00 5.86 5.78 11.22 10.71 11.58 10.19 11.11 11.23 11.57 12.07 23.54	262.74	267.77	272.56	276.98	284.51	281.78	277.16	279.62
22.93 23.31 23.68 23.19 23.83 23.90 23.78 23.57 3.24 3.05 2.93 2.84 2.85 2.93 3.05 3.23 19.69 20.27 20.74 20.35 20.98 20.97 20.73 20.34 8.09 9.16 7.09 3.20 1.85 1.53 1.44 5.98 28.16 22.62 20.49 10.26 15.05 17.18 17.64 12.02 26.51 27.09 28.76 29.77 31.33 31.93 31.48 31.55 22.11 22.50 24.09 24.92 25.84 25.93 25.62 25.77 4.40 4.59 4.66 4.85 5.49 6.00 5.86 5.78 11.22 10.71 11.58 10.19 11.11 11.23 11.57 12.07 7.23 7.49 7.93 8.08 8.34 8.13 8.25 7.40 23.54 24	48.60	41.09	38.60	35.48	32.24	31.88	30.49	29.64
3.24 3.05 2.93 2.84 2.85 2.93 3.05 3.23 19.69 20.27 20.74 20.35 20.98 20.97 20.73 20.34 8.09 9.16 7.09 3.20 1.85 1.53 1.44 5.98 28.16 22.62 20.49 10.26 15.05 17.18 17.64 12.02 26.51 27.09 28.76 29.77 31.33 31.93 31.48 31.55 22.11 22.50 24.09 24.92 25.84 25.93 25.62 25.77 4.40 4.59 4.66 4.85 5.49 6.00 5.86 5.78 11.22 10.71 11.58 10.19 11.11 11.23 11.57 12.07 7.23 7.49 7.93 8.08 8.34 8.13 8.25 7.40 23.54 24.93 26.43 27.61 27.8 28.12 29.93 21.9 2.197 - <td>24.63</td> <td>25.85</td> <td>26.54</td> <td>27.33</td> <td>28.22</td> <td>28.62</td> <td>29.35</td> <td>30.17</td>	24.63	25.85	26.54	27.33	28.22	28.62	29.35	30.17
19.69	22.93	23.31	23.68	23.19	23.83	23.90	23.78	23.57
8.09 9.16 7.09 3.20 1.85 1.53 1.44 5.98 28.16 22.62 20.49 10.26 15.05 17.18 17.64 12.02 26.51 27.09 28.76 29.77 31.33 31.93 31.48 31.55 22.11 22.50 24.09 24.92 25.84 25.93 25.62 25.77 4.40 4.59 4.66 4.85 5.49 6.00 5.86 5.78 11.22 10.71 11.58 10.19 11.11 11.23 11.57 12.07 7.23 7.49 7.93 8.08 8.34 8.13 8.25 7.40 23.54 24.93 26.43 27.61 27.78 28.12 29.40 32.34 17.65 18.49 19.95 20.84 21.80 22.08 21.59 21.97 - - 12.24 13.47 14.11 14.27 13.90 13.86 - 7.61<	3.24	3.05	2.93	2.84	2.85	2.93		3.23
28.16 22.62 20.49 10.26 15.05 17.18 17.64 12.02 26.51 27.09 28.76 29.77 31.33 31.93 31.48 31.55 22.11 22.50 24.09 24.92 25.84 25.93 25.62 25.77 4.40 4.59 4.66 4.85 5.49 6.00 5.86 5.78 11.22 10.71 11.58 10.19 11.11 11.23 11.57 12.07 7.23 7.49 7.93 8.08 8.34 8.13 8.25 7.40 23.54 24.93 26.43 27.61 27.78 28.12 29.40 32.34 17.65 18.49 19.95 20.84 21.80 22.08 21.59 21.97 - - 7.12 7.36 7.69 7.81 7.69 8.11 51.87 53.19 55.72 57.49 60.76 61.77 60.76 60.76 2.92 2	19.69	20.27	20.74	20.35	20.98	20.97	20.73	20.34
26.51 27.09 28.76 29.77 31.33 31.93 31.48 31.55 22.11 22.50 24.09 24.92 25.84 25.93 25.62 25.77 4.40 4.59 4.66 4.85 5.49 6.00 5.86 5.78 11.22 10.71 11.58 10.19 11.11 11.23 11.57 12.07 7.23 7.49 7.93 8.08 8.34 8.13 8.25 7.40 23.54 24.93 26.43 27.61 27.78 28.12 29.40 32.34 17.65 18.49 19.95 20.84 21.80 22.08 21.59 21.97 - - 12.84 13.47 14.11 14.27 13.90 13.86 - - 7.12 7.36 7.69 7.81 7.69 8.11 51.87 53.19 55.72 57.49 60.76 61.77 60.76 60.61 2.92 2.99	8.09	9.16	7.09	3.20	1.85	1.53	1.44	5.98
22.11 22.50 24.09 24.92 25.84 25.93 25.62 25.77 4.40 4.59 4.66 4.85 5.49 6.00 5.86 5.78 11.22 10.71 11.58 10.19 11.11 11.23 11.57 12.07 7.23 7.49 7.93 8.08 8.34 8.13 8.25 7.40 23.54 24.93 26.43 27.61 27.78 28.12 29.40 32.34 17.65 18.49 19.95 20.84 21.80 22.08 21.59 - - 12.84 13.47 14.11 14.27 13.90 13.86 - - 7.12 7.36 7.69 7.81 7.69 8.11 51.87 53.19 55.72 57.49 60.76 61.77 60.76 60.61 2.92 2.99 3.11 3.41 3.73 2.85 3.71 3.79 9.30 9.78 11.02	28.16	22.62	20.49	10.26	15.05	17.18	17.64	12.02
4.40 4.59 4.66 4.85 5.49 6.00 5.86 5.78 11.22 10.71 11.58 10.19 11.11 11.23 11.57 12.07 7.23 7.49 7.93 8.08 8.34 8.13 8.25 7.40 23.54 24.93 26.43 27.61 27.78 28.12 29.40 32.34 17.65 18.49 19.95 20.84 21.80 22.08 21.59 21.97 - - 12.84 13.47 14.11 14.27 13.90 13.86 - - 7.12 7.36 7.69 7.81 7.69 8.11 51.87 53.19 55.72 57.49 60.76 61.77 60.76 60.61 2.92 2.99 3.11 3.41 3.73 2.85 3.71 3.79 9.30 9.78 11.02 9.07 10.79 11.04 10.40 9.93 0.00 0.00 <td< td=""><td>26.51</td><td>27.09</td><td>28.76</td><td>29.77</td><td>31.33</td><td>31.93</td><td>31.48</td><td>31.55</td></td<>	26.51	27.09	28.76	29.77	31.33	31.93	31.48	31.55
11.22 10.71 11.58 10.19 11.11 11.23 11.57 12.07 7.23 7.49 7.93 8.08 8.34 8.13 8.25 7.40 23.54 24.93 26.43 27.61 27.78 28.12 29.40 32.34 17.65 18.49 19.95 20.84 21.80 22.08 21.59 21.97 - - 12.84 13.47 14.11 14.27 13.90 13.86 - - 7.12 7.36 7.69 7.81 7.69 8.11 51.87 53.19 55.72 57.49 60.76 61.77 60.66 60.61 2.99 3.11 3.41 3.73 2.85 3.71 60.66 60.61 2.99 3.11 3.41 3.73 2.85 3.71 60.61 29.2 2.99 3.11 3.41 3.73 2.85 3.71 60.61 40.24 0.42 0.24 0.24 0.24	22.11	22.50	24.09	24.92	25.84	25.93	25.62	25.77
7.23 7.49 7.93 8.08 8.34 8.13 8.25 7.40 23.54 24.93 26.43 27.61 27.78 28.12 29.40 32.34 17.65 18.49 19.95 20.84 21.80 22.08 21.59 21.97 - - 12.84 13.47 14.11 14.27 13.90 13.86 - - 7.12 7.36 7.69 7.81 7.69 8.11 51.87 53.19 55.72 57.49 60.76 61.77 60.76 60.61 2.92 2.99 3.11 3.41 3.73 2.85 3.71 3.79 9.30 9.78 11.02 9.07 10.79 11.04 10.40 9.93 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.21 0.20 0.22 0.23 0.25 0.22 0.24 0.24 0.42 0.41 0.41 <td>4.40</td> <td>4.59</td> <td>4.66</td> <td>4.85</td> <td>5.49</td> <td>6.00</td> <td>5.86</td> <td>5.78</td>	4.40	4.59	4.66	4.85	5.49	6.00	5.86	5.78
23.54 24.93 26.43 27.61 27.78 28.12 29.40 32.34 17.65 18.49 19.95 20.84 21.80 22.08 21.59 21.97 - - 12.84 13.47 14.11 14.27 13.90 13.86 - - 7.12 7.36 7.69 7.81 7.69 8.11 51.87 53.19 55.72 57.49 60.76 61.77 60.76 60.61 2.92 2.99 3.11 3.41 3.73 2.85 3.71 3.79 9.30 9.78 11.02 9.07 10.79 11.04 10.40 9.93 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.21 0.20 0.22 0.23 0.25 0.22 0.24 0.24 0.42 0.41 0.41 0.45 0.44 0.42 0.43 0.45 2.19 2.25 2.31 <td>11.22</td> <td>10.71</td> <td>11.58</td> <td>10.19</td> <td>11.11</td> <td>11.23</td> <td>11.57</td> <td>12.07</td>	11.22	10.71	11.58	10.19	11.11	11.23	11.57	12.07
17.65 18.49 19.95 20.84 21.80 22.08 21.59 21.97 - - 12.84 13.47 14.11 14.27 13.90 13.86 - - 7.12 7.36 7.69 7.81 7.69 8.11 51.87 53.19 55.72 57.49 60.76 61.77 60.76 60.61 2.92 2.99 3.11 3.41 3.73 2.85 3.71 3.79 9.30 9.78 11.02 9.07 10.79 11.04 10.40 9.93 0.00 0.0	7.23	7.49	7.93	8.08	8.34	8.13	8.25	7.40
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	23.54	24.93	26.43	27.61	27.78	28.12	29.40	32.34
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	17.65	18.49	19.95	20.84	21.80	22.08	21.59	21.97
51.87 53.19 55.72 57.49 60.76 61.77 60.76 60.61 2.92 2.99 3.11 3.41 3.73 2.85 3.71 3.79 9.30 9.78 11.02 9.07 10.79 11.04 10.40 9.93 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.21 0.20 0.22 0.23 0.25 0.22 0.24 0.24 0.42 0.41 0.41 0.45 0.44 0.42 0.43 0.45 2.19 2.25 2.31 2.39 2.39 2.30 2.35 2.29 0.13 0.13 0.14 0.14 0.15 0.14 0.14 0.14 0.03 0.03 0.04 0.03 0.04 0.03 0.03 0.03 0.11 0.15 0.14 0.14 0.13 0.11 0.15 0.13 1.46 1.59 1.61	_	_	12.84	13.47	14.11	14.27	13.90	13.86
2.92 2.99 3.11 3.41 3.73 2.85 3.71 3.79 9.30 9.78 11.02 9.07 10.79 11.04 10.40 9.93 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.21 0.20 0.22 0.23 0.25 0.22 0.24 0.24 0.42 0.41 0.41 0.45 0.44 0.42 0.43 0.45 2.19 2.25 2.31 2.39 2.39 2.30 2.35 2.29 0.13 0.13 0.14 0.14 0.15 0.14 0.14 0.14 0.03 0.03 0.04 0.03 0.04 0.03 0.03 0.03 0.14 0.15 0.14 0.14 0.13 0.11 0.15 0.12 0.11 0.11 0.12 0.13 0.12 0.10 0.13 0.13 1.46 1.59 1.61 1.6	_	_	7.12	7.36	7.69	7.81	7.69	8.11
9.30 9.78 11.02 9.07 10.79 11.04 10.40 9.93 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.21 0.20 0.22 0.23 0.25 0.22 0.24 0.24 0.42 0.41 0.41 0.45 0.44 0.42 0.43 0.45 2.19 2.25 2.31 2.39 2.39 2.30 2.35 2.29 0.13 0.13 0.14 0.14 0.15 0.14 0.14 0.14 0.03 0.03 0.04 0.03 0.04 0.03 0.03 0.03 0.14 0.15 0.14 0.14 0.13 0.11 0.15 0.12 0.11 0.11 0.12 0.13 0.12 0.10 0.13 0.13 1.46 1.59 1.61 1.67 1.52 1.27 1.51 1.53 0.12 0.10 0.11 0.1	51.87	53.19	55.72	57.49	60.76	61.77	60.76	60.61
0.00 0.02 0.22 0.24 0.14 0.14 0.14 0.14 0.14 0.14 0.13 0.11 0.15 0.12 0.13 0.13 0.13 <th< td=""><td>2.92</td><td>2.99</td><td>3.11</td><td>3.41</td><td>3.73</td><td>2.85</td><td>3.71</td><td>3.79</td></th<>	2.92	2.99	3.11	3.41	3.73	2.85	3.71	3.79
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	9.30	9.78	11.02		10.79	11.04	10.40	9.93
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	0.21	0.20	0.22	0.23	0.25	0.22	0.24	0.24
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	0.42	0.41	0.41	0.45	0.44	0.42	0.43	0.45
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	2.19	2.25	2.31	2.39	2.39	2.30	2.35	2.29
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	0.13	0.13	0.14	0.14	0.15	0.14	0.14	0.14
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	0.03	0.03	0.04	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	0.14	0.15	0.14	0.14	0.13	0.11	0.15	0.12
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	0.11	0.11	0.12	0.13	0.12	0.10	0.13	0.13
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	1.46	1.59	1.61	1.67	1.52	1.27	1.51	1.53
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	0.12	0.10	0.11	0.10	0.10	0.09	0.09	0.08
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	0.10	0.10	0.10	0.11	0.11	0.11	0.13	0.12
5.32 5.47 5.79 5.82 5.92 5.62 5.80 5.76 4.70 4.61 5.12 5.02 4.62 4.34 4.61 4.47 7.94 7.71 8.18 8.23 8.15 7.83 9.17 7.61 3.57 3.19 3.68 3.69 3.70 4.09 4.22 4.05 2.22 1.84 2.31 2.44 2.37 2.21 2.19 2.19 0.11 0.07 0.12 0.12 0.12 0.13 0.14 0.12 16.91 17.09 18.66 19.13 19.17 18.61 19.91 19.84 161.93 161.56 155.21 168.03 162.05 159.93 151.14 150.42	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
4.70 4.61 5.12 5.02 4.62 4.34 4.61 4.47 7.94 7.71 8.18 8.23 8.15 7.83 9.17 7.61 3.57 3.19 3.68 3.69 3.70 4.09 4.22 4.05 2.22 1.84 2.31 2.44 2.37 2.21 2.19 2.19 0.11 0.07 0.12 0.12 0.12 0.13 0.14 0.12 16.91 17.09 18.66 19.13 19.17 18.61 19.91 19.84 161.93 161.56 155.21 168.03 162.05 159.93 151.14 150.42	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
7.94 7.71 8.18 8.23 8.15 7.83 9.17 7.61 3.57 3.19 3.68 3.69 3.70 4.09 4.22 4.05 2.22 1.84 2.31 2.44 2.37 2.21 2.19 2.19 0.11 0.07 0.12 0.12 0.12 0.13 0.14 0.12 16.91 17.09 18.66 19.13 19.17 18.61 19.91 19.84 161.93 161.56 155.21 168.03 162.05 159.93 151.14 150.42	5.32	5.47	5.79	5.82	5.92	5.62	5.80	5.76
3.57 3.19 3.68 3.69 3.70 4.09 4.22 4.05 2.22 1.84 2.31 2.44 2.37 2.21 2.19 2.19 0.11 0.07 0.12 0.12 0.12 0.13 0.14 0.12 16.91 17.09 18.66 19.13 19.17 18.61 19.91 19.84 161.93 161.56 155.21 168.03 162.05 159.93 151.14 150.42	4.70	4.61	5.12	5.02	4.62	4.34	4.61	4.47
2.22 1.84 2.31 2.44 2.37 2.21 2.19 2.19 0.11 0.07 0.12 0.12 0.12 0.13 0.14 0.12 16.91 17.09 18.66 19.13 19.17 18.61 19.91 19.84 161.93 161.56 155.21 168.03 162.05 159.93 151.14 150.42	7.94	7.71	8.18	8.23	8.15	7.83	9.17	7.61
0.11 0.07 0.12 0.12 0.12 0.13 0.14 0.12 16.91 17.09 18.66 19.13 19.17 18.61 19.91 19.84 161.93 161.56 155.21 168.03 162.05 159.93 151.14 150.42	3.57	3.19	3.68	3.69	3.70	4.09	4.22	4.05
16.91 17.09 18.66 19.13 19.17 18.61 19.91 19.84 161.93 161.56 155.21 168.03 162.05 159.93 151.14 150.42	2.22	1.84	2.31	2.44	2.37	2.21	2.19	2.19
161.93 161.56 155.21 168.03 162.05 159.93 151.14 150.42	0.11	0.07	0.12	0.12	0.12	0.13	0.14	0.12
	16.91	17.09	18.66	19.13	19.17	18.61	19.91	19.84
36.7 36.5 34.8 37.5 35.52 35.1 33.5 33.4	161.93	161.56	155.21	168.03	162.05	159.93	151.14	150.42
	36.7	36.5	34.8	37.5	35.52	35.1	33.5	33.4

最近における所得課税ベースの動向

図表1 要素所得課

				凶衣! 女糸川行林			
	項目	項目の内訳	1990年	1991年	1992年		
1		家計部門の受取り	392.89	425.71	435.29		
	09CM 7の宏計が明の至け取り	(うち営業余剰・混合所得(純))	47.31	52.67	56.57		
	93SNA での家計部門の受け取り	(うち雇用者報酬)	230.57	248.74	257.03		
		(うち財産所得)	50.39	56.07	51.98		
2	個人の収入として算入されないもの(帰属家賃)	営業余剰(持ち家)(純)	19.10	20.62	22.45		
		その他の経常移転	20.15	22.04	23.17		
		(うち非生命保険金)	2.23	2.64	2.77		
3	非課税扱いとして収入に加算されないもの	(うち他に分類されない経常移転)	17.91	19.40	20.40		
		老人等非課税 • 財形貯蓄非課税分支払額	13.38	10.12	7.02		
		その他非課税分支払額	27.72	44.90	29.97		
		雇主の現実社会負担	22.49	24.27	25.63		
		(うち雇主の強制的現実社会負担)	19.14	20.57	21.60		
	囲びせるしかこかいなる/2座・	(うち雇主の自発的現実社会負担)	3.34	3.69	4.03		
4	課税対象とならない社会保障 1	無基金雇用者社会給付	11.56	12.68	10.62		
		社会扶助給付	6.54	6.82	7.06		
		社会保障給付(公的年金は除く)	19.49	20.65	22.36		
		社会保険料控除	14.83	16.25	17.03		
	課税対象とならない社会保障2	(うち公的年金保険料)	-	_	-		
		(うちその他の保険料)	-	_	_		
		給与所得控除	46.33	48.74	50.15		
	所得控除 1	公的年金控除	2.78	2.66	2.87		
		退職所得控除	7.99	9.25	8.57		
		雑損控除	0.00	0.00	0.00		
		医療費控除	0.20	0.21	0.22		
		小規模企業共済等掛金控除	0.34	0.37	0.39		
(5)		生命保険料控除	1.87	2.00	2.09		
		損害保険料控除	0.12	0.12	0.12		
		寄付金控除	0.03	0.04	0.03		
		障害者控除	0.14	0.15	0.15		
		特別障害者控除	0.10	0.11	0.11		
		老年者控除	1.19	1.19	1.36		
	ST (EL tOPA O	寡婦控除	0.12	0.12	0.13		
	所得控除 2	特別寡婦控除	0.10	0.10	0.10		
		寡夫控除	0.02	0.02	0.02		
		勤労学生控除	0.01	0.01	0.01		
		配偶者控除	5.03	5.04	5.10		
		配偶者特別控除	4.48	4.47	4.44		
		一般扶養控除(含年少扶養控除)	8.57	8.28	8.10		
		特定扶養控除	3.14	3.41	3.25		
		老人扶養控除	2.09	2.15	2.24		
		同居特別障害者加算分	0.10	0.09	0.11		
		基礎控除	15.95	16.26	16.49		
	1- (2+3+4+5)	課税所得	136.95	142.55	163.92		
	割合(34.9	33.5	37.7		
	1311 (0 1.0	1 55.6	J 51			





計算すると、 る。仮にこの「非課税収入」が課税されたとみな IJ るූ % なった非課税項目の中身は何であったのか。「非 はっきりと見て取られる。 三%から三七・三%へと推移し、その低下傾向が 収入」の大幅な減少によって相殺されたからであ れないいくつかの項目の着実な増大が、 あまり変化しなかったのは、実は、 年代を通じて家計収入に占める課税所得の割合が 蓄非課税支払額」と「その他非課税分支払額」が 大きく減少している。 では、この間特に課税所得を減少させる要因と 特にそこに含まれる「老人等非課税・財形貯 %から二〇〇〇年の九・二%まで半減してお 反対に、 再度、 四・五%から一六・五%へと増大してい 一九九〇年から二〇〇〇年で四五 家計収入に占める課税所得の割合を 「非課税収入」 したがって、 は一九九一年の一八 結果的に九〇 課税対象とさ 「非課税

障給付(公的年金を除く)」が五・○%から七・負担」が五・七%から七・○%に、また「社会保課税社会保障一」 については、「雇主の現実社会

二%に増大しているのが目立つ。 同様に、「非課

を除が一一・八%から一三・四%へと拡大しているまっているが、とりわけ比重の大きな給与所得方、「所得控除一」については、いずれの項目ものいても三・八%から四・九%になっている。一税社会保障二」に該当する「社会保険料控除」に

ここであげたいくつかの非課税項目が増大したる。

る要因になったと考えられるのである。い年金等の社会保障給付が増大する一方で、女性う。すなわち、高齢化に伴って課税対象とならなう。すなわち、高齢化に伴って課税対象とならなう。すなわち、高齢化に伴って課税対象とならな

(3) 勤労所得と財産所得

で財産所得とは、93SNAの「家計部門の受取産所得に区分して、その動きを見てみよう。ここえ方に従い、推計された要素所得を勤労所得と財るために、最近議論されている二元的所得税の考次に、課税要素所得額それ自体の変動要因を探

る家計の期末貸借対照表勘定の「生産資産」に一る財産所得分は、93SNA(ストック編)におけ「財産所得」の合計額である。「混合所得」に含まれ

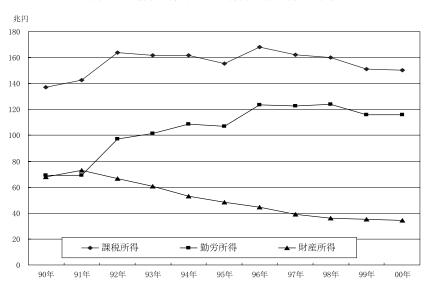
り」のうち「混合所得」に含まれる財産所得分と

課税要素所得全体から控除した残余額となる。方、勤労所得は、こうして求められた財産所得を○年物国債の年平均利子率を乗じて推計した。他

て示している。まず課税所得全体について、この課税所得額の推移を、勤労所得と財産所得に分け図表3は、一九九○年から二○○○年における

間一三七兆円から一五○兆円まで安定的に推移し

図表3 課税所得、勤労所得、財産所得の推移



① 発生キャピタル・ゲインの推計加えた所得課税ベースニ、発生キャピタル・ゲインを

大幅な増大と財産所得のなだらかな減少が相殺した課税要素所得額の安定的な成長は、勤労所得の低下の影響が大きいと見られる。財産所得は一九九〇年の三四兆円まで下降している。財産所得が一九兆円から翌年いくらか増加した後、二〇年の三四兆円まで下降している。財産所得がに課税要素所得額の安定的な成長は、勤労所得と財産のよれるが、勤労所得と財産できたのが改めて確認されるが、勤労所得と財産できたのが改めて確認されるが、勤労所得と財産

あうことによってもたらされたことがわかる。

資産価格の変動であるキャピタル・ゲインおよび 対象としているため、そこにはストックとしての ロスが含まれていない。そこで、ここでは純粋な 包括的所得税」が目標とする発生主義に基づく

キャピタル・ゲインを推計して、①これを課税要

ゲインを財産所得に加えた課税ベース、のそれぞ れの動向を探ってみよう。 二元的所得税の考えに従って、発生キャピタル・ 素所得に加えた包括的所得課税ベース、さらに②

に伴って、平成一三年版の『国民経済計算年報』 れることになり、我が国でも93SNAへの移行 スは、93SNAから新たな推計値として推計さ

勘定」は、金融・非金融資産および負債の所有者

マクロ統計によるキャピタル・ゲインおよびロ

SNAでは、キャピタル・ゲインおよびロスは、 からその推計値が公表されるようになった。93 として企業会計で広く使用されている用語で表さ 「保有利得および損失(holding gain and loss)」

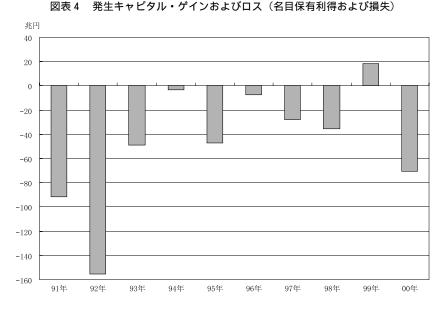
発生主義に基づいたキャピタル・ゲインおよび口

生じる利益額とされる。したがって、この部分が 得および損失」を示し、資産価格の変化によって に対して、当該会計期間中に生じた「名目保有利

ħ 定」と価格変化に起因する「再評価勘定」に分割 る。この調整勘定は、様々な要因に基づく、 量的な変化に起因する「その他の資産量変動勘 ものである 期末間における保有資産価額の変動を説明する 93SNAは、こうした調整勘定について、 「調整勘定」 の勘定項目として計測されてい 数

うな要因による数量の変化であり、現実に資産の することを求めている。前者の「その他の資産量 量を変化させる。それに対して、後者の「再評価 は政治事件による破壊や自然災害による破壊のよ 変動勘定」は、地下資源の発見や減耗、戦争また

55



スということができる。

(2)

包括的所得課税ベースと二元的所得課税ベー

ス

図表5に示されるような包括的所得課税ベースを 生キャピタル・ゲイン(ロス)を加えることで、 そこで、まず先の要素所得課税ベースにこの発 かがわれる。

おいて膨大なキャピタル・ロスが生じた実態がう における全般的な資産デフレの下で、家計部門に 額のロスが発生している。いずれにせよ九○年代 九九二年にはそれぞれ九〇兆円と一五〇兆円の巨

求めることができる。そうしたとき、発生主義に

56

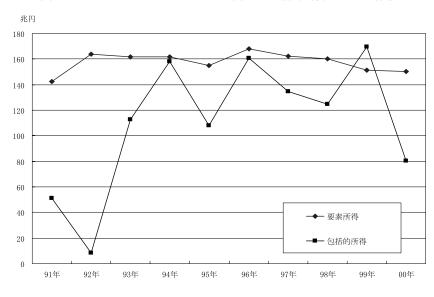
ピタル・ロスが生じており、特に一九九一年と一 ると、一九九九年を除くすべての年においてキャ

・ゲイン(ロス)の推移を示している。それによ

図表4は、こうして推計された発生キャピタル

最近における所得課税ベースの動向

図表 5 発生キャピタル・ゲインを含めた包括的所得ベースの推移



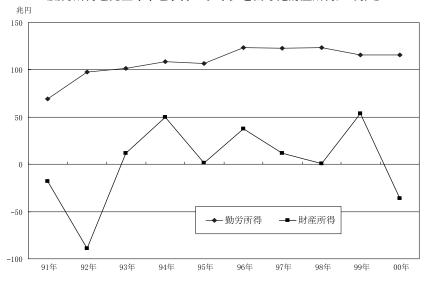
際立つ。

つく包括的所得では○・四七となり、その違いが

れに対して、二元的所得税の下では、原則としてぶん安定的に推移していることが確認される。そ課税ベースは、その変動係数が〇・一五で、いく財産所得に限定した場合の所得課税ベースについ財産が、二元的所得税の考えに従い、損益通算を

要素所得の場合の〇・〇五に対し、発生主義に基で、標準偏差を平均値で割ったもの)で見ても、に見た要素所得の課税ベースが安定的に推移してに見た要素所得の課税ベースが安定的に推移してに見た要素所得の課税ベースが安定的に推移してに見た要素所得の課税ベースは限りなく減少することになる。こうした包括的所得べースの変動は、先になる。こうした包括的所得べースは関いなく減少することを反映して、課税ベースは大きく変動し、とりよる包括的所得課税ベースは大きく変動し、とりよる包括的所得課税ベースは大きく変動し、とり

図表 6 二元的所得税の課税ベース (勤労所得と発生キャピタル・ゲインを含めた財産所得)の推移



ル は 繰越や税の還付を認めるかどうかなど、キャピタ らである(もちろん税収ロスへの効果は、損失の 損失控除による税収ロスを最小限に抑えられるか 財産所得に対しては低い比例税率が適用されるた 対して適切な累進税率が適用されるのに対して、 としての安定性はかなり落ち着くことになる。と ることになるものの、キャピタル・ロス控除の作 る。その結果、こうした包括的財産所得につい による大きな変動の影響は財産所得に限定され いうのも、二元的所得税においては、勤労所得に 用を勤労所得から遮断することで、 ロスの扱い方によって変ってくる)。 その変動係数が一八・八五と、 財産所得がたとえマイナスになったとしても 大きく変動す 租税体系全体

られないため、

発生キャピタル・ゲイン(ロス)

キャピタル・ロスの控除は財産所得からしか認め

三、実現キャピタル・ゲインを 加えた所得課税ベース

(1) これまでの考察は、発生主義に基づき所得課税 株式キャピタル・ゲインの推計

券取引所上場株式を対象として、まず株式保有額 ゲインを推計している。より具体的には、全国証 うした観点から、ここでは丸 (一九九○) に従 せざるをえない。したがって、実施可能な所得税 たっては様々な執行上の理由から実現主義に依拠 ベースを推計したものであるが、実際の課税にあ い、マクロ・データから個人の株式キャピタル・ ・ゲインを実現ベースで把握する必要がある。そ の課税ベースを求めるには、とりわけキャピタル

ル・ゲイン額を算定することにした。

の株価指数の変動から当該年に実現したキャピタ

示したのが図表7の一部(左側の棒)である。一 その結果を一九八九年から二〇〇一年について

九八九年のバブル絶頂期において一八兆円もの上

が、それ以降九五年まで年々三兆円から一三兆円 ほどのロスが実現されている。その後九六年と九 場株式のキャピタル・ゲインが実現されている においては一○兆円を超える規模のゲインが実現 九年に僅かながらゲインが実現され、二〇〇〇年

されている。 また、図表7には、実現キャピタル・ゲインと

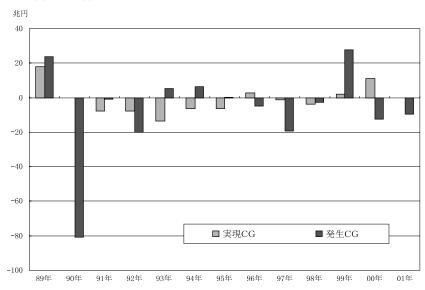
ともに、個人保有上場株式に発生した年々のキャ

ピタル・ゲインの推定額も併せて示している。そ こで、これら発生キャピタル・ゲインの数値を先 の実現キャピタル・ゲインと対比することによっ

て、以下の事実が指摘されよう。第一に、一九九

個人の平均的な株式保有期間を推定して、その間 と株式売買額から求められる売買代金回転率より

図表 7 株式の実現キャピタル・ゲインと発生キャピタル・ゲイン



実現する傾向にあるように思われる。この点は、け、その間に生じたゲインとロスを相殺する形では、キャピタル・ゲインやロスが生じてもそれらは、キャピタル・ゲインとの期間株式を保有し続いら、バブル崩壊以降の個人の実現行動としてこのような発生ゲインと実現ゲインの対応関係

はほとんど実現されていない。第二に、一九九六スは、翌年以降徐々に実現されており、この年に○年に生じた八○兆円もの巨額のキャピタル・ロ

— 60 —

はおおよそ翌年実現されている。この点も二○○

)年に株式を売却した個人投資家の平均保有期間

(二〇ヶ月) からある程度説明されよう。

Ξ

四一ヶ月と推定されたこととも整合的である。第れは一九九六年に売却した株式の平均保有期間がいし一九九四年の発生ゲインに対応している。こ年における二兆円の実現ゲインは、一九九三年な

一九九九年に発生したキャピタル・ゲイン

少なからずこれまでのわが国における独特な株式 譲渡益課税制度に起因するものと考えられる。す 分離課税の選択制であったが、前者は実質的に取 なわち、当時の課税制度は、源泉分離課税と申告

引税であったことからロスの控除が認められず、 したゲインの額までしか認められなかった。 また後者においてもロスの控除は同一年内に実現

三の点で一九九九年に発生した二七兆円のキャピ を控えるといった投資行動をとらざるを得なかっ 程度の実現可能なゲインが生じるまでは株式譲渡 たのではないかと推測される。例えば、上記の第 て、ある年に多額のロスが生じても、同時にある そのため、このようなロス控除の制約によっ

見られる。 いるが、この差額の幾らかは当然それ以前に発生 タル・ゲインに対して、翌年一一兆円が実現して したキャピタル・ロスとの相殺分を表していると

> (2) 実現キャピタル・ゲインを加えた課税所得

素所得に加えることにより、実現主義に基づく課 タル・ゲインを、これまでの分析における課税要 最後に、ここで得られた上場株式の実現キャピ

税ベースの変動について検討しよう。図表8は、

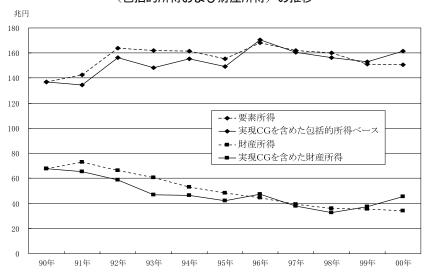
キャピタル・ゲインを要素所得に加えた包括的所 ①上場株式の実現キャピタル・ゲインを財産所得 所得の変動とともに示している。 得課税ベースの変遷を、それぞれ財産所得と要素 に加えた包括的財産所得課税ベースと、②同様の

ら縮小している(変動係数は○・二八から○・二 加えたところ、財産所得全体の変動幅は僅かなが ①のケースで財産所得にキャピタル・ゲインを

が、他方で実現ゲインが生じた年(九六年、九九年、 初の右下がりのグラフがほぼ下方にシフトした 四に低下)。 これは、 実現ロスの存在によって当

○○年)における包括的財産所得の増大によって

株式実現キャピタル・ゲインを含めた課税ベース 図表 8 (包括的所得および財産所得) の推移



所得に加算することは、逆にそうした互いの変動 加により安定度の高まった包括的財産所得を勤労 られる。 の変動を低く抑えることによって実現したと考え 所得(○・二八)が互いの変動幅を相殺して全体 ○六)は、年々の勤労所得 そのため、 実現キャピタル・ゲインの追 (()・二()) と財産

平均的な変動幅が低く抑えられたからである。 方、この実現キャピタル・ゲインを含む包括

ベースの高い変動性とは対照的に、 先に見られた発生キャピタル・ゲインを含む課税 的財産所得に勤労所得を加えた②のケースでは 較的安定的に推移している。

素所得のみの場合と比較すると、いくらかこの間 ただし、それでも要 課税所得は比

う。すなわち、当初の要素所得の高い安定性(

この点については次のような説明ができるだろ

ス)実現の均霑化を図った結果であると考えられ

るのである。 を打ち消す効果を弱めることになったと推測され

ル・ゲインを加えた「包括的所得ベース」の年々 以上の考察から、課税要素所得に実現キャピタ

非常に限定的であったこれまでの株式譲渡益課税 が確認された。これは、前述の通り、ロス控除が にも関わらず、比較的安定的に推移していること 制度の下で、納税者がキャピタル・ゲイン の動きは、この間における資産価格の急激な変動 $\widehat{\Box}$

る。すなわち、こうした「包括的所得ベース」の いて、株式のキャピタル・ロスの控除が株式のゲ のは、わが国のキャピタル・ゲイン課税制度にお 安定性をもたらした一つの重要な要因と見られる インからしか認められなかったことである したがって、この間における株式の実現キャピ

> 主張することは必ずしも適切ではない。勤労所得 であった事実を根拠に包括的所得税のメリットを

うな潜在的な発生キャピタル・ロスによる要素所 定性に晒される危険性があるからである。そこ 得ベースの浸食によって、資産価格変動の激しい 産所得に限定する二元的所得税は、課税ベースの で、キャピタル・ロスの控除を、ゲインを含む財 時期には常に課税ベース(ひいては税収)の不安 は、キャピタル・ゲインの発生までロスの実現 を含めて完全な損失相殺を認める包括的所得税で (控除) を延期する必要がないので、 先に見たよ

63

むすび

であると言うことができる。

安定性の確保という観点からも一つの有力な指針

個人所得税は、納税者の様々な経済的諸事情を

タル・ゲインを加えた包括的所得の動きが安定的

なお最も公平な税と言える。可能となることから、実行可能な税制にあっては考慮できる「誂え税」であり、累進課税の適用が

造は、財政の自動安定化装置としても、不況期にまた、所得税に組み込まれた適度な累進税率構

ている今日において特に重要である。
来のような裁量的な財政政策が事実上困難になっ
累積するなかで、公共事業への批判が高まり、従
累積するなかで、公共事業への批判が高まり、従
素が増収をもたらす。この点は、巨額の財政赤字が
は景気の下支えとなり、好況に転ずれば大きな自

税率引き下げを回避するのは当然であるが、これめる。それには、これ以上の所得税の累進緩和やとしての機能を回復することこそ何よりも肝要でを極度に低下した、わが国個人所得課税の基幹税整機能が適切に発揮されるためには、近年におい

り、そのような税による所得再分配機能や景気調

したがって、基本的な財源調達機能はもとよ

いと考えられる。 税の課税ベースを安定的に維持することが望ましまでの考察から、以下の二つの方策を通じて所得

財産所得に比べて勤労所得の課税ベースが著しく項目が財産所得のそれを圧倒している。明らかに税に関わるもので、金額的にも勤労所得の非課税と帰属家賃などを除き、そのほとんどが勤労所得の課税対象とならない項目は、一部の非課税収入

ることである。本稿で推計されたように、所得税

一つは、勤労所得の課税ベースをより強固にす

境の変化に対応させ、構築し直していくべきか。現行の勤労所得税制をいかにしてそうした社会環まっているのは既に見たとおりである。そこで、おらない社会保障給付や給与所得控除の比重が高齢まってきているのである。とりわけ、近年、高財産所得に比べて勤労所得の課税ベースが著しく財産所得に比べて勤労所得の課税ベースが著しく

わが国における所得課税ベースのさらなる浸食を

なってくるのは間違いない。 食い止めるうえで、この点がまずは重要な鍵に

は、課税ベースが極端に縮小する可能性があり、近年におけるような資産価格変動の激しい時期に課税ベースを比較検討したが、前者の場合、特に課税ベースを比較検討したが、前者の場合、特に財産所得の分離課税体系へ移行することである。財産所得の分離課税体系へ移行することである。

向であると考えられるのである。

考えは、今後の所得税改革が目指すべき有望な方

(追記)

れる。

、本稿に含まれる誤りもすべて筆者に帰せら人のものであり、本稿に含まれる誤りもすべて筆者に帰せら三))に基づいている。ただし、本稿に示された見解は筆者個院大学大学院)との共同研究(望月・野村・深江(二〇〇本稿は、望月正光氏(関東学院大学)、深江敬志氏(青山学れる。

<u>注</u>

- ーデンについては馬場(二〇〇二)を参照。 ① アメリカについては Slemrod & Bakija (1996)、スウェ
- 得は貨幣価値の変動を除去した「実質ベース」で把握するもちろん包括的所得税の理想を追求すれば、すべての所

(3)

ぐことが可能となる。そういった意味で、勤労所課税ベースがロス控除によって侵食されるのを防の体系は、より高い税率が適用される勤労所得の・ロスの控除を財産所得に限定する二元的所得税

的な選択肢ではない。それに対して、キャピタル

(2)

基本的な税収調達という点において必ずしも現実

り安定的に確保するためにも、二元的所得課税の得の課税ベースを強固にして所得課税ベースをよ

「名目ベース」で推計している。して、要素所得およびキャピタル・ゲインについてすべてして、要素所得およびキャピタル・ゲインについてすべてインフレ調整が講じられることはほとんどないことを考慮必要があるが、 本稿では、 現実の所得税制において厳密な

力力六年。

『畳をいっていり女』 「『畳を手で』 ていいまっ 馬場義久(二○○二)「スウェーデンの二元的所得税──その

丸淳子(一九九〇)「キャピタル・ゲイン課税の推定と日本の到達点と日本への教訓――」『租税研究』六三七号。

証券市場の特徴」、石弘光編『わが国における資本所得課税

る所得課税ベースの推計」『日本財政学会第六○回大会報告望月正光・野村容康・深江敬志(二○○三)「マクロ統計によ

森信茂樹・前川聡子(二〇〇一)「わが国所得課税ベースのマ

要旨集』。

クロ推計」『フィナンシャル・レビュー』№57。

(のむら ひろやす・当研究所主任研究員)

(参考文献)

Slemrod, J. & J. Bakija (1996), Taxing Ourselves: A Citizen's Guide to the Great Debate over Tax Reform, Cambridge, Mass., MIT Press.

United Nations, Commission of the European Communities, International Monetary Fund, Organization for Economic Co-operation and Development, and World Bank (1993), System of National Accounts, New York, Brussels/Luxemburg, Paris, Washington, D. C., 1993. (邦訳、経済企画庁経済研究所国民所得部編『一九九三年改訂国民経済計算の体系』上・下・索引、経済企画協会、一